

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年六月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三芳富士見線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	入間郡三芳町大字藤久保 字俣埜二七五番一八地先 から同郡同町大字藤久保 字俣埜二七五番十一地先 まで		七・六六〇	四二・八〇	交通安全対策 事業による。
旧			一〇・〇四	一一・五四	